

入札説明書

公益財団法人国立京都国際会館の電力購入の入札執行に当たり、参加を希望される方は、下記のこと留意して入札書を提出すること。

1 件名

国立京都国際会館電力供給業務

2 履行場所

国立京都国際会館
京都市左京区岩倉大鷲町4-2-2番地

3 購入数量等

国立京都国際会館電力供給業務仕様書（以下、「仕様書」という。）による

4 入札保証金

免除

5 契約期間

2020年4月1日0:00から2022年3月31日24:00まで（2年間）

6 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和元年度京都市競争入札参加有資格者名簿（物品関係）に掲載されていること。
- (2) 公告日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 履行場所施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (5) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

7 入札参加手続

入札に参加しようとする者は、あらかじめ参加申請書（第1号様式）を提出し、参加申請受領書（第1号様式別紙）の交付を受けること。

- (1) 提出期限
2019年12月20日（金）必着
- (2) 提出場所

(3) 提出方法

提出期限までに、書留郵便で必着のこと。持参の場合は、提出期限までの平日午前9時から午後4時までの間に提出すること。

8 質疑書及び回答書

入札者は、入札説明書、仕様書その他の添付資料を熟知の上、入札しなければならない。この場合当該仕様書等に疑義がある場合は、会館担当職員に対して質疑書（任意様式）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 質疑書

ア 提出期限

2019年12月24日（火）まで

イ 提出方法は下記アドレス宛メールのみ

メールアドレス：choutatsul@icckyo.or.jp

(2) 回答書

メールにて、2020年1月10日（金）までに入札参加申請書を提出した全者に対し交付する。

(3) 質疑書及び回答書の取扱いについて

質疑書及び回答書は仕様書の一部として、入札条件となる。また、質疑書及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について、すべて承知したもとして入札を行う。

9 入札手続等

(1) 入札日時

2020年1月24日（金） 13時

(2) 入札・開札会場

国立京都国際会館 地階事務局前ミーティングルーム

(3) 入札及び開札方法

ア 入札書（第2号様式）を、開札日・件名・所在地・会社名を記載した封筒に入れて封緘（入札書に押印した代表者印もしくは、代理人または、復代理人の印と同印により割印）し、持参すること。その他の郵便・FAX等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（第3号および第4号様式）を提出しなければならない。

ウ 入札終了後、直ちに開札を行い、落札予定者を決定することとする。

エ 入札書の開封は、会館職員の開札事務従事者、及び当該入札の執行に関係のない会館職員により執行する。

オ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

カ 入札に立ち会う者は、各入札者につき1名とする。

キ 入札者又はその代理人は、会館職員の許可なく入札会場に入場してはならない。

ク 入札者又はその代理人が、入札会場に入場するときは、会館職員の求めに応じ、身分を証明するものを提示すること。

ケ 入札者又はその代理人は、会館職員がやむを得ない事情があると認めない限り、開札が終了するまで入札会場を退場できない。

(4) 落札者の決定方法

仕様書等に定める内容を適正に履行することができ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。提出した入札書において金額が同じ者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者又は代理人にくじを引かせて決定する。

10 入札書作成方法

(1) 入札書に各月毎(24ヶ月分)の内訳及び基本料金単価(予備電源分含む)、電力使用料金単価を記載した内訳書を添付すること。

(2) 入札書に記載する入札金額、内訳書に記載する各料金単価には、消費税を含まないこと。

(3) 内訳書の書式は特に指定しない。

(4) 各月の入札価格算定においては、仕様書の予定使用電力量に基づき、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び電力使用量に対する単価(電力使用料金単価)を根拠とすること。

(5) 入札価格算定においては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。また、力率は100%とすること。

(6) 特約割引額等は、供給者が定める供給約款等の規定により算出した額とし、かつ2020年4月以降の電力供給において明確に反映するものに限る。また、内訳書に割引率等を明記すること。

(7) 合計金額の単位は1円とし、その端数は円未満を切り捨てとする。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。なお、入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。落札者決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(2) 提出後の入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(3) 入札書の提出を辞退する場合は、辞退届(第5号様式)を持参し直接提出するか、書留郵便、もしくはFAXにて入札日時までに提出すること。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札書、委任状に不備があるとき。

イ 入札書記載金額が訂正されているとき。

ウ 入札書提出期限を徒過したとき。

- エ 同一の者が2通以上入札書を提出したとき。
 - オ 本説明書「6 入札に参加する者に必要な資格」に示す参加資格を有さない者が提出したとき。
 - カ 参加申請書（第1号様式）を提出していない者が提出したとき。
 - キ 各提出物に虚偽の記載をした者の入札。
- (5) 入札書の作成及び提出にかかる費用は、入札者の負担とする。

1 2 契約締結

落札者決定後、別途協議する。なお、契約保証金は免除とする。

1 3 その他

国立京都国際会館電力供給業務仕様書による。